

新仲裁法施行に伴う東弁あっせん・仲裁手続規則改正

従来、東弁のあっせん・仲裁手続規則（以下、「規則」という）は、あっせん申立てを前提とし、その手続の中で仲裁合意に至った場合に仲裁に移行するという手続構成を採っていた。しかし、当事者の合意による解決を予定するあっせん手続と裁断的な解決を予定する仲裁手続を一体として規定することには理論的にも運用上も問題があるとの指摘がされており、今般の新仲裁法の施行とともに、両手続に共通の部分は「第1章 総則」とし、「第2章 あっせん手続」「第3章 仲裁手続」に分離し、仲裁手続については、新仲裁法（以下、「法」という）に適合するように規定を整備した。

改訂の概略は以下のとおりである。

第1章 総則

- (1) 「仲裁廷」のように法の定義規定を新設した（規則2条）。
- (2) あっせん申立て、仲裁申立て（規則6条）をそれぞれ別の手続として申立てを認めた。旧規則では、事前の仲裁合意による仲裁申立てを原則として認めず、センター規則による仲裁合意書の作成を仲裁の要件としていたが、事前の仲裁合意書による仲裁申立てを認めた。
- (3) 当事者の手続規則遵守義務（規則6条4号、8条）を定めた。仲裁法によれば、当事者の合意により定められる事項について当事者の合意より機関仲裁としての手続の統一性確保を優先した。
- (4) 申立てを受理しない場合を明確化した（規則7条）。申立ての内容からして相手方に申立書等を送付することが適当でない場合、受理しないことができるとした。仲裁としては受理できない申立て（例えば離婚の紛争）でも、あっせん申立てとして受理できるとした。なお、仲裁合意がある場合にもあっせんとして扱うことも申立人の了解があれば可能である。
- (5) 除斥事由及び忌避事由・忌避手続を明文化した

（規則9、10条）。旧規則では、あっせん・仲裁人に受任義務があることを前提に、受任拒否や辞任できる場合が規定されていたが、これを除斥事由として明文化した。当初、委員会案では、利害関係情報の開示の問題と忌避問題とは一体として考え、あっせん手続では忌避の規定をおかない方向で検討していたが、東弁調査室の意見から、あっせん手続の場合にも忌避の規定を入れることになり、あっせんの場合は「第1章 総則」の10条に、仲裁の場合は「第3章 仲裁手続」の23条に規定されることになった。

(6) あっせん人等の解任請求権を定めた（規則11条）。法20条に当事者の裁判所に対する仲裁人解任請求権が規定されたが、当事者にセンターに対するあっせん人等の解任請求権を認め、仲裁人についても、なるべく裁判所の手によることなく、機関内で解決できるようにしておく趣旨である。もちろん、本規定は、裁判所に対する仲裁人の解任請求権を排除する趣旨ではない。

第2章 あっせん手続

従前のあっせん・仲裁手続規則の仲裁に関する規則部分を除いた規定を整理した。

- (1) あっせん人の利害関係情報開示については、規定化しないこととした。本来、仲裁と同様に利害関係情報は開示されるべきであろうが、開示すべき情報の範囲についても議論があり、ADR基本法の動向を見てから検討しようとの結論になった。
- (2) あっせん手続におけるあっせん申立ての却下（規則15条、16条）、終了（規則17条）。

第3章 仲裁手続

- (1) あっせん人が仲裁人となる場合には当事者の書面

による同意をうる必要があるとし（規則21条2項）、当事者の同意書面を要求し、手続移行の明確化を図った。

- (2) 利害関係情報の開示義務（規則22条）を定め、利害関係情報開示書の書式を定めた。開示情報の範囲については、当事者、代理人と仲裁人との交友関係等には濃淡があり、基準化も困難なことから仲裁人の裁量に委ねた。利害関係がないことを当事者に示すこととした。
- (3) 法18条、19条を受けて忌避事由及び忌避手続（規則23条、24条）を定めたが、忌避の判断は仲裁廷でなくセンターが行なうとした。具体的にはあっせん・仲裁委員会の委員3名で構成する審査会で審査、裁定することとした（東弁あっせん・仲裁手続細則16条）。当然、忌避理由なしの決定に対する裁判所への忌避申立てはできる（法19条4項）。
- (4) 仲裁手続準則の定め（規則25条、法26条、32条）については仲裁人の裁量に任せることを基本とした。法25条（当事者の平等待遇）、27条（異議権の放棄）、30条（言語）、31条（陳述の時期的制限）、33条（不熱心な当事者がいる場合の取り扱い）については、規定せず、仲裁人の裁量に任せた。
- (5) 仲裁判断書の記載（規則26条、法39条）に仲裁地を加えた。
- (6) 仲裁廷における和解（規則27条、法38条4項）。仲裁手続で和解を試みる時は当事者の同意が要件となるが、この同意は口頭でも足りるとし、書面は不要とした（法38条5項）。また、仲裁廷における和解について決定により仲裁判断とすることができる

ようになった。

- (7) 仲裁手続終了の明文化（規則29条、法40条）。
- (8) 仲裁権限の判断（規則30条、法23条）。
- (9) 保全措置（規則31条）。この規定を定める以上、保証金の納付、保管方法等を定める必要があるし、体制が整わないとの議論があったが、当事者には手続遵守義務があり、本規定を理由に現状凍結を当事者に促しうるので、規定することになった。
- (10) 消費者と事業者との間に成立した仲裁合意の効力の特則を定めた（規則32条、法付則3条）。消費者からあっせん申立てがあり、その後、事業者から仲裁合意書があるとして仲裁合意書が提出された場合の扱い。前述のとおり仲裁合意があっても、あっせん申立ては可能であり、あっせんとしての手続を進め、仲裁を希望するならば、改めて仲裁合意を取り、仲裁手続に移行する。

執筆：東京弁護士会あっせん・仲裁委員会

副委員長 伊藤 紘一
同 加藤 俊子
同 鈴木 仁志
同 園 高明

* 参考文献

「あっせん・仲裁センター解決事例集」
東京弁護士会あっせん・仲裁センター 1998年1月
「あっせん・仲裁センター解決事例集II」
同上 2002年9月
『Q&A 新仲裁法解説』
出井直樹・宮岡孝之 著 三省堂 2004年1月

LIBRA 連載「あっせん・仲裁解決事例」 過去の掲載号とテーマ一覧

< 2002年 >

- 2月号 マンション建設で近隣住民と施工者が対立
- 3月号 夫の退職契機に妻が離婚と財産分与を請求
- 4月号 機械製作の受発注をめぐるトラブル
- 8月号 歯の治療中、歯根にワイヤが陷入。適正な賠償額は？
- 10月号 先物取引の追証拠金を預けた社員が退職、会社への返還請求は？

< 2003年 >

- 1月号 「好意」の子守りで幼児が大けが

- 2月号 店員の過失で子供が火傷
- 4月号 飛んできた看板がぶつかり、けがをした場合
- 6月号 宗教団体の例会場解約をめぐるトラブル
- 8月号 衣料の委託販売不振で店舗から撤退、未処理の売掛金は？
- 10月号 裁判所と連携して和解成立当日に即決和解をした例
- 12月号 新築後間もないマンションでの不具合
- < 2004年 >
- 2月号 商品の欠陥を認めメーカーの賠償責任を果たさせた事例
- 4月号 雇い主と従業員間のセクハラ事件の解決方法は？
- 6月号 再生手続中の会社からのビルの根拠当権の抹消請求

* 隔月で連載中